

## 鳥取県教育委員会と鳥取大学の教員の人事交流に関する覚書

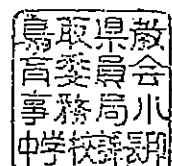
鳥取県教育委員会（以下「甲」という。）と鳥取大学（以下「乙」という。）は、教員の人事交流について、以下のとおり覚書を締結する。

- 1 乙は国家公務員法から労働基準法が適用される職場に代ったことから、今後、就業規則の見直しにあたっては以下のことを基本方針に努力する。
  - (1) 昨年度までの国家公務員法、教育公務員特例法、人事院規則等の諸制度の下で適用されていた勤務条件、給与制度等については、できるだけそのまま就業規則に移行させる。
  - (2) 乙に勤務する教員の教育・研究の機会の保障として、従前から積極的に実施してきた海外視察研修、中央研修及び全国的な研究会等への派遣等を継続する。
- 2 甲は研修等を実施するにあたり、以下のことを配慮する。
  - (1) 乙の教員として採用された者が甲の実施する10年経験者研修及びその他資質能力の向上を図るために研修等に参加を希望する場合は、可能な限り参加できるよう配慮する。
  - (2) 甲は、甲が実施する研修等に、乙の管轄する附属学校の教頭（副校长・副園長）を鳥取県公立学校の校長相当と認め、また、同副教頭も鳥取県公立学校の教頭相当と認め、それぞれ参加できるよう配慮する。
- 3 甲と乙は人事交流に際しては、以下のことを基本方針に実施する。
  - (1) 教頭（副校长・副園長）の人事
    - ア 乙の管轄する附属学校の教頭（副校长・副園長）は、原則として公立学校の校長又は校長有資格者の内から甲と乙が協議をして乙が採用する。
    - イ 乙の管轄する附属学校の教頭（副校长・副園長）の勤務年数は3年を目途とし、甲と乙は人事交流を行う。
  - (2) その他の教諭等の人事
    - ア 乙が採用する教員は、公立学校で3年以上の教職経験者とする。
    - イ 乙が採用した教員の勤務年数は原則として8年以下とし、甲と乙は人事交流を行う。
    - ウ 甲は、乙の教員が甲が実施する教頭候補者選考試験を受験することを認め、そのうち成績優秀な者は甲の教頭候補者名簿に登載する。
- 4 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この覚書の締結の証とするため、覚書を2通作成し、甲乙各自その1通を所持するものとする。

平成16年6月1日

甲 鳥取県教育委員会事務局  
小中学校課長 後藤 裕明



乙 鳥取大学  
附属学校部長 矢部 敏昭

